

公益社団法人富山県サッカー協会 運営規約

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この運営規約は、公益社団法人富山県サッカー協会定款第 43 条の規定に基づき、協会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 加盟チーム

(加盟チーム)

第 2 条 加盟チームとは、公益財団法人日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」または「フットサル競技規則」により、サッカーまたはフットサルを行う本協会の正会員であって、次条以下の規定により公益財団法人日本サッカー協会に加盟登録した者をいう。

(種別)

第 3 条 加盟チームの種別は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 種 年齢を制限しない選手によって構成されるチーム。
- (2) 第 2 種 18 歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、高等学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (3) 第 3 種 15 歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、中学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (4) 第 4 種 12 歳未満の選手によって構成されるチーム。ただし、小学校在学中の選手には、この年齢制限を適用しない。
- (5) 女子 女子の選手によって構成されるチーム。
- (6) シニア 40 歳以上の選手によって構成されるチーム。
- (7) フットサル フットサル競技のみを行うチーム。

2 前項に定める年齢は、当該年度開始日の前日（3月31日）現在の年齢とする。女子およびフットサル加盟チームの年齢構成は第 1 項に準ずる。

(入会金)

第 4 条 本協会に入会を許可された会員（個人および団体）は、事務局が指定する日までに入会手続きを行い、入会金を納入しなければならない。

2 本協会の入会金は、別表 1、2 および 3 のとおりとする。

(会費)

第 5 条 本協会の会費は、別表 1、2 および 3 のとおりとする。

(加盟チームの権限と義務)

第 6 条 加盟登録チームは、次の権限と義務を負うものとする。

- (1) 加盟チームは、本協会の組織単位として、協会を通じてその施策に関与することができる。
- (2) 加盟チームは、公益財団法人サッカー協会および本協会が定める会費、チーム登録料、選手登録料、機関誌購読料等を納入しなくてはならない。
- (3) 加盟チームは、第8条以下に定めるところにより、選手氏名、その他の所要事項を登録しなければならない。
- (4) 加盟チームは、公益財団法人日本サッカー協会が基本規程で定める有資格審判員を自己のチームに専属する審判員として1名以上を登録しなければならない。
- (5) 加盟チームは、本協会の主催する当該種別の競技会に参加することができる。
- (6) 加盟チームは、公益財団法人日本サッカー協会が定める基本規程にもとづき、本協会の他の加盟チームと公式試合を行うことができる。
- (7) 加盟チームは、都道府県協会、地域協会または公益財団法人日本サッカー協会が主催しない有料競技会には参加しないこと。
- (8) 加盟チームは、本協会により代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合は、当該選手を参加させる義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、選手は本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。

(違反行為に対する制裁および処罰)

- 第7条 加盟チーム、またはこれに所属する登録選手が第6条の義務を怠り、またはこの運営規約に違反し、あるいはサッカー競技者の名誉を傷つける等の行為があったときは、そのチーム、または選手が警告、競技停止あるいは、除名等の処分をうける。
- 2 本協会は、本協会に加盟する団体（加盟チーム、各種連盟および準加盟チーム）、または個人（選手、監督、コーチ、役員その他の関係者）に対しJFA基本規程第12章に定められた懲罰規程により罰則を科すことができる。

(激励金)

- 第8条 加盟チームが、日本サッカー協会が主催する全国大会に出場した時に激励金を別表4の通り支給する。

第3章 連盟

(連盟)

- 第9条 加盟チームは、本協会の目的を遂行するために、連盟を結成することができる。
- 2 前項の規定による連盟の組織及び運営に関する規程は、理事会の承認を得なければならない。
- 3 連盟は次のとおりとし、必要に応じて設けるものとする。
- 1種 富山県社会人連盟、富山県大学・高専連盟
 - 2種 富山県高等学校体育連盟、富山県クラブユース連盟（U-18、U-15）
 - 3種 富山県中学校体育連盟
 - 4種 富山サッカー友の会
- 女子
- シニア 富山県シニア連盟

フットサル 富山県フットサル連盟
市町村 富山県市町村連盟

(連盟の規約)

第 10 条 連盟は、次の事項を含む連盟規約に基づいて活動しなければならない。また、その規約は本協会の承認を得なければならない。

- 1) 連盟の名称
- 2) 目的
- 3) 構成するチームの資格
- 4) 構成する役員組織
- 5) 経理に関する規定
- 6) 運営に関する規定
- 7) 連盟事務局の所在地

第 11 条 前条の規約を変更するときは、本協会の承認を得なければならない。

(連盟の義務)

第 12 条 連盟は、年度毎に前年度の事業報告・決算報告及び次年度の事業計画・予算案を本協会 に提出しなければならない。

第 4 章 登録

(登録)

第 13 条 加盟チームは、次の号に定める日までに公益財団法人日本サッカー協会への登録手続きを完了しなければならない。

- (1) サッカー競技を行うチーム 予め定められた日
- (2) フットサル競技のみを行うチーム 競技要項が定める期日
- (3) ただし、第 1 号、第 2 号に関わらず、本協会主催の競技会においては、その競技会の要項が定める期日までに、その登録手続きが完了していなければならない。
- 2 サッカー競技にあっては、選手は 2 つ以上の加盟チームに登録することはできない。
- 3 フットサル競技については、日本フットサル連盟の定めるところによる。
- 4 この運営規約に定められた以外の登録に関する事項は、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第 4 章「登録」に定められた規程を準用する。
- 5 休部の取扱いについては次のとおりとする。
 - (1) 部員および指導者不足のために、上記 1 項の登録手続きが困難なチームは本協会に休部申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
 - (2) 休部期間を 2 か年間とし、会費等の納入を免ずる。
 - (3) 復帰する場合は復帰届を提出し、休部時のチーム名を名乗る。ただし、上記、期限内に復帰できなかった場合は退会とする。
 - (4) 所在地、責任者等の変更があり、理事会において新たなチームと判断される場合は、新規チームとして入会手続き（入会金納入）をする。
 - (5) 上記、4 項目において特別な事情が生じた場合は理事会で決定する。

(移籍)

第 14 条 アマチュア選手のみで構成される加盟チームおよびアマチュア選手は、選手の移籍について仲介者を利用してはならない。

2 この運営規約に定められた以外の登録に関する事項は、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第 5 章「移籍」に定められた規程を準用する。

(移籍および追加登録)

第 15 条 第 8 条に定められた登録手続きの締切後、新たに加入または移籍をした選手については、追加登録をすることができる。

2 選手の移籍および追加登録に関する規程は、公益財団法人日本サッカー協会基本規程第 5 章「移籍」に定められた規程を準用する。

(追加登録選手の競技会への出場)

第 16 条 追加登録をした選手は、申請の受理をもって試合に出場することができる。ただし、競技会規程等がある場合には、その規程を優先するものとする。

(登録手続きの開示)

第 17 条 登録に関する経費はホームページまたは書面にて加盟チームに示さなければならない。

2 加盟チームは、登録手続きの際に定められた経費を納入しなければならない。

3 追加登録および移籍に関する手続きは、本協会が発行する冊子に示さなければならない。

第 5 章 理事

(理事の構成)

第 18 条 本協会定款第 19 条による理事の構成は次のとおりとする。

(1) 会長 (1 名)

(2) 副会長 (6 名以内)

(3) 専務理事 (1 名)

(4) 常務理事 (8 名以内)

総務部、事業部、財務部、専門部、種別部部

(5) 理事 4 名以上 30 名以内とする。

2 理事の職務および権限は次のとおりとする。

(1) 理事は、理事会を構成し法令および本協会定款で定めるところにより、職務を執行する。

(2) 会長は、本協会の業務を総理し、本協会を代表する。会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長がその職務を代理する。

(3) 専務理事 (業務執行理事) は、会長を補佐し、理事会の決議に基づき本協会の業務を分担執行する。

(4) 会長、業務執行理事および常務理事は、役員会を構成する。

- (5) 常務理事および理事は専務理事の諮問に応じなければならない。
- 3 専門委員会は、本協会の事業に必要な調査、立案を行い、これを理事会に答申するほか、理事会の指示によりその事業の実施にあたることができる。
- 4 専門委員会は、委員長をおき会長が指名する理事がこれにあたる。
- 5 専門委員会の規程については、理事会において別に定める。
- 6 専門委員会は別に定める委員会設置規程により設置する。

第6章 その他の規程

(その他の規程)

第19条 前条各専門委員会規程のほか、次の規程は理事会の承認を得て定めるものとする。

- (1) 役員会規程
- (2) 運営方針
- (3) 運営規約
- (4) 事務局規程
- (5) 委員会設置規程
- (6) コンプライアンス委員会規程
- (7) 財務経理委員会規程
- (8) 会計処理規則
- (9) 倫理規範
- (10) 通報相談窓口規程
- (11) 通報窓口運用規則
- (12) 就業規則
- (13) 旅費規程
- (14) 慶弔見舞金規程・表彰規程
- (15) 給与規程
- (16) 退職金規程
- (17) 後援名義申請規定
- (18) 標章およびロゴ利用規程

(基本規程等の準用)

第20条 この運営規約に定められていない事項については、公益財団法人日本サッカー協会が定める基本規程およびその他の規約を準用し、理事会において審議する。

(細則)

第21条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

本運営規約は平成24年(2012年)4月1日から施行する。

【改正】 2021年2月18日